

西和賀町大石地区斜面変状情報連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、西和賀町大石地区斜面変状情報連絡会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(目的及び設置)

第2条 この情報連絡会議は、西和賀町大石地区において発生した斜面変状の挙動、今後の対策等について、情報共有を図ることを目的に設置する。

(構成員等)

第3条 会議は別表1に掲げるものを構成員とする。

- 2 会議に座長を置き、岩手県南広域振興局土木北上土木センター所長を充てる。
- 3 座長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 会議の開催は、座長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は岩手県南広域振興局土木部に置く。

(雑則)

第6条 全各条に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、令和3年5月25日から施行する。

一部改正 令和3年6月10日（構成員の追加）

一部改正 令和3年7月15日（オブザーバーの追加）

別表 1 (第 3 条関係) 構成員名簿

所 属	役 職	備 考
西和賀町	建設課長	
北上市	都市整備部道路環境課長	
北上地区消防組合	警防課長	
国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	副所長	
東北森林管理局岩手南部森林管理署	総括治山技術官	
東日本高速道路株式会社東北支社 北上管理事務所	副所長 (技術担当)	
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 総務部 企画室	企画室長	
岩手県北上警察署	交通課長	
岩手県南広域振興局土木部	北上土木センター所長	座長

別表 2 (第 5 条関係) 事務局名簿

所 属	役 職	備 考
岩手県南広域振興局土木部	調整課長	
岩手県南広域振興局土木部	調整課主任主査	
岩手県南広域振興局土木部	北上土木センター 道路環境課長	
岩手県南広域振興局土木部	北上土木センター 治水環境課主任主査	
岩手県南広域振興局土木部	北上土木センター 西和賀出張所長	

オブザーバー

所属	役職	備 考
岩手県土整備部道路環境課	担当課長	
岩手県土整備部砂防災害課	担当課長	
岩手県企業局施設総合管理所	発電課長	今回追加